

陳繹曾の『文筌』とその周辺¹

—著者、書誌、その他—

李 長波

0. 本稿のねらい

陳繹曾の『文筌』は中国では長い間その伝本の所在すら知られていなかったこともあり、これまでは『文筌』についての言及と引用は、もっぱら『文章一貫』（寛永二十一年風月宗智刊行）に引用された部分のみが対象とされ、その全容が紹介されることは管見にして知らない。本稿は、『文筌』の著者陳繹曾の出身及び経歴、『文筌』の諸版本及び諸本間の関係、更に『文章歐冶』の流布と受容の一端について、現段階調査して得たいくつかの知見を報告するものである。『文筌』の諸本を対校し、元の時代における修辭学史、文学批評史の資料として『文筌』のより信用できる本文を決定するという最終目標からすれば、本稿はそのための準備作業であり、いわば中間報告である。内容がいきおい書誌的な内容に終始するものためである。

1. 陳繹曾その人について

『文筌』の著者陳繹曾については、これまでのところ、詳しいことはあまり知られていない。筆者も種々の資料を調査したものの、その経歴や活動については二三の資料を追加し得ただけで、生没年を示す決定的な資料の発見にはいたらなかった。従って、陳繹曾本人については、依然として断片的な印象しかつかめていないのが現状である。

陳繹曾本人に関する資料はけっして多くはないが、その中でもっとも基本資料としてよく用いられるのは、『元史』列傳第七十七儒学二の「陳旅」に付すところの記述である。そこでは、ただ単に「陳旅」との関連で言及されているに過ぎないが、以下のよう内容である。

¹本稿の執筆にあたり、現在進行中の文部科学省科学研究費補助金特定領域研究（A）「古典学の再構築」の一環として行われている「領域横断的研究：日中韓版本研究班」の研究会とその中心メンバーの一人である宮紀子氏のご教示に負うところが最も大きい。この場を借りて日中韓版本研究班の組織者ならびに関係者各位に心から感謝申し上げたい。

『元史』「列傳第七十七 儒學二」「陳旅」：

同時有程文、陳繹曾者、皆名士。文、字以文、徽州人。仕至禮部員外郎。作文明潔而精深。集亦多稱之。繹曾、字伯敷、處州人。為人雖口吃、而精敏異常。諸經註疏、多能成誦。文辭汪洋浩博、其氣煜如也。官至國子助教。論者謂二人皆與旅相伯仲云。

同時に程文、陳繹曾という者あり、皆名士なり。文、字は以文、徽州の人。仕えて禮部員外郎に至る。作文は明潔にして精深なり。集亦た多く之を稱す。繹曾、字は伯敷、處州の人。人となり口吃すと雖も、而して精敏異常なり。諸經註疏、多くは能く誦をなす。文辭汪洋にして浩博、其の氣煜如なり。官國子助教に至る。論者謂わく、二人は皆旅と相伯仲すと云う。

『元史』の記述についてよく用いられるのは、『欽定四庫全書總目卷一百九十六 集部四十九 詩文評類二』所収の『文說』解題の一段りである。

欽定四庫全書總目卷一百九十六 集部四十九 詩文評類二：

文說一卷 永樂大典本

元陳繹曾撰。繹曾、字伯敷、元史附見儒學傳、作處州人。而吳興續志亦載其名。蓋家本括蒼而僑居苕水者也。至順中官至國子監助教。嘗從學於戴表元、而與陳旅友善。師友淵源具有所自、故所學頗見根柢²。

元陳繹曾撰。繹曾、字は伯敷、元史儒學傳に附見し、處州人に作る。而して吳興續志に亦た其の名を載す。蓋し家は本括蒼にして苕水に僑居する者なり。至順の中官國子監助教に至る。嘗て戴表元に從學し、而して陳旅と友善す。師友淵源具もに自る所あり、故に學ぶ所頗る根柢を見る。

ここでは、陳繹曾の出身地について、本籍は處州であり、吳興に僑居するとしている。とすれば、『元史』の記述はその本籍地を記したに過ぎず、実際の居住地は吳興のようである。因みに、陳繹曾の手になる題跋のいくつかには、出身地を冠さないものもあるが、出身地を冠する場合、すべて「吳興陳繹曾書」と結んでおり、本人は自ら吳興の人と称していることが分かる。

そして、いま一つ注目したいのは、ここでは陳繹曾が國子監助教の任にあったのは、至順年間としていることである。至順年間といえば、西暦 1330～1332 の三年間にあた

²括蒼は處州のこと、現在の浙江省麗水県にあたる。苕水は苕溪の別名、吳興のこと、旧称湖州、現在の湖州市にあたる。

る。しかし、ここで問題なのは、『遼史』『進遼史表』に「國史院編修官臣陳繹曾」の名前があり、『遼史』の編纂は「至正三年四月迄四年三月」（1343-1344）の間に行われ、陳繹曾はその間國史院編修の職にあったことである。

つまり、『元史』の云う「官至国子助教」を最終的な官職だとすれば、『遼史』の「進遼史表」にいう「国史院編集官」とは矛盾する。史料的には、『元史』の記述よりも、撰進の年代がはっきりする『遼史』の「進遼史表」を信用すべきであろう。

因みに、元からだいぶ後になるが、雍正九年から雍正十三年にかけて編纂された、『浙江通志』巻一百二十九にも次のように陳繹曾の名を挙げ、陳繹曾の最終的な官職は「翰林院編修」としている。

史部・地理類・都會郡縣之属 浙江通志巻一百二十九：

陳繹曾 歸安人 翰林院編修

しかし、『浙江通志』では、残念ながら陳繹曾を「年分無考進士」の部類に入れている。

一方、同じく『浙江通志』に収録されている、陳繹曾の作にかかる「鄭氏義門事蹟傳」は「將仕左郎翰林國史院編修官吳興陳繹曾撰」と自署しており、文中は、至元元年（1335）のことに言及しているので、「進遼史表」に言う「国史院編修」の経歴に符合する。

これらの資料を総合すると、陳繹曾の経歴については、進士登第の年次は不明であるが、本籍は處州であり、本人は自ら吳興（現湖州）の人と称しているほか、至順年間（1330-1332）に国子監助教の任にあり、至正三年から翌四年三月まで「国史院編修」として、『遼史』の編纂に関わったことが分かる。

その一方で、陳繹曾の師承関係については、『四庫全書總目』巻一百九十六の「嘗て戴表元に從學し、而して陳旅と友善す」の記述によって、戴表元³に師事したこと、陳旅とは親友であったことが分かる。

戴表元の他に、『文筌』序によれば、敖繼翁に師事したことや王士點の門下にも出入

³戴表元、字帥初、一字曾伯。慶元奉化州の人。宋咸淳年間の進士である。『元史』巻一百九十に傳があり、「至元大徳間、東南以文章大家名重一時」と評される。『剡源文集』三十巻がある。陳繹曾の父、陳康祖、字無逸の親友。戴表元「（大徳戊戌（二年、1298））八月十六日張園玩月詩序」（『剡源文集』巻十）には、同じく宴席につらなつた面々のなかに「龍泉陳康祖無逸」の名があり、そして、侍遊者として、「無逸子繹曾」の名があがっている。蓋し、陳繹曾の戴表元に師事するのも、大徳年間のことに属すると思われる。戴表元の没年は不明であるが、『元史』の「戴表元」傳によると、戴表元は、六十七歳でなくなっており、「大徳八年（1304）已六十餘」とあるところから推すに、大徳の次の至大年間（1307-1310）か、皇慶年間（1312-1313）の間に没したと考えられる。現に、『剡源文集』には、管見の限り、巻一「銀峯義塾記」に署するところの「至大三年歲在庚戌孟夏」（1310）がいちばん新しい日付である。

因みに、「龍泉陳康祖無逸」とあるのは、元の時代の「處州路」は、麗水の他に龍泉県をも所轄していたので、『元史』のいう「處州」に一致する。これによって陳氏一族の祖籍は「處州龍泉県」とわかる。

りしたことが記されている。

敖繼翁については、『儒林宗派卷』十二「宋 諸儒博考」によれば、「敖繼翁 君善、福州」とあり、字は君善、福州の人のようである。そして、『浙江通志』の次の記事によって、本籍が福州、烏程（湖州に隸す）に僑居していることが分かる。

浙江通志卷一百九十四：

敖繼翁 兩浙名賢錄 字君善、福州人。寓居烏程、築一小樓、冬不爐夏不扇。惟事經史。湖之名士。從之遊者甚衆。浙西平章事高彥敬薦授信州教授。有文集二十卷。

そして、『吳興備志』や『萬姓統譜』『閩中理學淵源考』によって、その門下には受業弟子が多数いたことと、門下には趙子昂、倪淵、姚式等も学んでいることが分かる。

吳興備志 卷十二：

姚式 字子敬、歸安人。學于敖繼翁。浙西平章高彥敬薦式與鄧文原陳康祖倪淵皆為儒官。『勞志』

萬姓統譜卷三十三：

敖繼翁 字君壽、福州人、寓居湖州。邃通經術、動循禮法。元趙孟頫師事之。平章高顯卿薦于朝、授信州教授。命下而卒。所著有儀理禮集說。

閩中理學淵源考卷三十五：

教授敖君善先生繼公

敖繼公 字君善、長樂人、後寓家吳興。築一小樓、坐臥其中。冬不爐夏不扇、出入進止皆有常度。日從事經史。吳下名士多從之游。初仕定成尉、以父任當補京官、讓於弟。尋擢進士。對策忤時、相遂不仕。益精討經學、而尤長於三禮。（中略）成宗大德中以浙江平章高彥敬薦擢信州教授、未任卒。趙孟頫倪淵皆師事之。『宏簡錄』『閩書』『三山志』

趙子昂が敖繼翁を師と仰いだことは、更に、『松雪齋集』の次の一文によっても裏付けられる。

松雪齋集卷六「送吳幼清南還序」：

吾郷有敖君善者、吾師也。曰錢選舜舉、曰蕭和子中、曰張復亨剛父、曰陳慥信

仲、曰姚式子敬、曰陳康祖無逸、吾友也。吾處吾鄉從數子者游、放乎山水之間而樂乎名教之中。讀書彈琴足以自娛。安知造物者不吾舍也。而吾豈有用者哉。

一方の王士點については、その著『禁扁』五卷が歴史上の王宮建築についての書であり、そして『秘書監志』や『書史會要』によって、書家としても有名であったことが知られる。

秘書監志卷九：

王士點 字繼志、東平人。瓠山先生魯國文肅公構之子。至正二年四月二十九日自翰林修撰以承務郎上。

書史會要卷七：

王士點 字繼志、士熙之弟、官至四川雲南廉訪副使。善大字、亦能篆。

著書には、『禁扁』五卷、『翰林監志』十一卷がある。

以上は、陳繹曾の師承関係を見てきたが、陳繹曾の先祖については、『四庫全書・史部・地理類・都會郡縣之属 吳興備志 卷十二』に「陳繹曾字伯敷、康祖子」とあることから、陳康祖無逸の子であることが判明する。父陳康祖無逸は、趙子昂、張復亨、牟應龍、蕭子中、陳仲信、姚式、錢選等と共に、吳興八俊と称されるほどの名士である（『吳興備志』卷十二）。趙子昂とも親交が厚かったことは、先に引いた「送吳幼清南還序」のほかに、次のような趙子昂側の史料によっても裏付けられる。

趙子昂『松雪齋集』「陳子振詩序」：

予友鄧善之張仲實陳無逸皆英爽之士。其言語文字足以雄一時。予愛之重之。

このように、元の時代の代表的な文化人である趙子昂と親友であるに留まらず、元の時代の詩文集等にも、陳無逸との唱和の作が多数残されており、その交友範囲の広いことを知ることができる。現に、戴表元も「陳無逸詩序」をその文集に残しており、これによって陳繹曾の出自に関する重要な手がかりを得られる。

『剡源文集』卷八「陳無逸詩序」：

余年二十四五時、識龍泉陳公於杭。自是展轉離合八九年、得間無不以文字相聞。然未嘗說詩。龍泉公居湖、晚年歸湖。既歿而余始識湖之秀民奇士能詩者數人。數人詩皆清嚴有法度、竊怪之。蓋雖科舉學廢、人人得縱意無所累、然未應頓悟至此。

久之識公之諸孫無逸、始間得龍泉詩讀之。然後乃知湖人之於公良有所受。而公平生雅善爲詩、中經憂患、寄託益廣。但不喜誦誇於人、而獨家庭里閉子弟時時竊聞之耳。最後戊戌歲與無逸同客杭、始得讀無逸詩。無逸之詩、視其祖、天閑之駒、朝生而知步、玉田之禾晚穰而同熟也。視其鄉人、氷蠶火布、起塵煤脫、垢燼倏然而潔也。

これによって、戴表元が陳康祖の詩を高く評価していることだけでなく、陳繹曾は父陳康祖無逸の子であり、その曾祖父が「龍泉陳公」と分かる。そして、ここに云う「龍泉陳公」云々は『吳興備志』卷十三の次の記述によって、やや詳しいことが分かるので、それを次に引用しよう。

陳存 字體仁、龍泉人。太學上舍。淳祐七年第三人、文章政事皆有聞譽。仕至兵部尚書端明殿大學士知慶元府沿海制置使。『括蒼彙紀』

戴表元序陳無逸詩、稱其祖龍泉公居湖、即存也。壽昌徐文鳳從吳興陳本齋先生存受春秋。故其經學卓有源委。權知象山縣以慈惠稱。本齋開闢沿海、辟入簽廳、咨決庶務、全活者尤衆。『嚴州府志』

以上二つの史料によって、陳康祖は龍泉陳公（名は存、字は體仁）の孫にあたり、陳氏一族は陳繹曾の曾祖父の代から、既に湖州（吳興）に住んでいたことが分かる。『浙江通志』一百二十八には、「龍泉人。探花。端明殿學士」とあり、陳存の本籍が龍泉、つまり處州とわかる。

そして、陳存の経歴については『明一統志』卷四十によれば、「湖州人。累官至殿中侍御史。宋亡、元遣使七徵、不起。遂却醫絕粟、旬有四日卒。」とあり、宋に殉じた人のようなのである。なお、『延祐四明志』卷十四には、「慈湖書院記」（文及翁）、「奉化県忠節四公祠堂記」（家鉉翁）の文末に、それぞれ「書寶謨閣直學士朝請大夫知慶元軍府事兼管内勸農使沿海制置使龍泉縣開國男食邑三百戸陳存題蓋」と、「書寶謨直學士中奉大夫知慶元軍府事兼管内勸農使沿海制置使龍泉縣開國男食邑 缺 戸陳存篆蓋」と名を残している。

一方、陳繹曾の活動する時代について、依然として不明な点が多いが、許有壬『至正集』卷七十五には「薦吳炳陳繹曾」の一文があり、これが一つの手がかりになる。

許有壬『至正集』卷七十五「公移」:

薦吳炳陳繹曾

竊見處士汴梁吳炳、業專聖學、文造古人、特立不渝、真積力久、忘情軒冕、守道

衡茆、勢利不足以動其心、貧屨不足以累其志。又江南陳繹曾、博學能文、懷材抱藝、挺身自拔乎流俗、立志尚友乎古人。放志山林、富貴浮雲。但人既不自鬻、恐後日或有遺賢。如於文翰之職內不次徵用、不惟據其素蘊、抑亦可以砥礪流俗。

許有壬は、『元史』の列傳に傳があり、それによれば、許有壬は、字加用、湯陰の人という。延祐二年（1315）の進士で、集賢大學士、中書左丞兼太子左諭を歴官しているようである。この公移「薦吳炳陳繹曾」の作成年月は不明であるが、おそらく、許有壬が進士登第の延祐二年（1315）から、陳繹曾が國子監助教の任にあったとされる至順年間（1330-1332）までの間の事に属しよう。この間、許有壬は、延祐二年（1315）に遼州事を知し、同じく延祐六年（1319）に北山廉訪司經歷に除し、至治元年（1321）には、吏部主事に遷じ、翌至治二年（1322）に、江南行臺監察御史行部廣東に轉じている。そして、泰定元年（1324）初、中議改中書左司員外郎に選ばれ、泰定三年（1326）六月に、右司郎中に陞し、天歷三年改元至順元年（1329）には、兩淮都轉運鹽司使に擢されている。この何れの職にあったときに草した公移かは俄に断じがたい。

一方、吳炳其人については、『書史會要』卷七には、「吳炳字彥輝、汴人。身安畎畝、朝廷三聘不起、工篆書」とある。ここにいう「三聘」の年次は不明であるが、蘇天爵『滋溪文稿』卷二十三の「元故資政大夫中書左丞知經筵事王公行狀」（王結、字儀伯）によると、至治二年に、王結（字儀伯）が吏部尚書の任にあったときに、「薦名士宋本韓鏞吳炳等十餘人」とあり、同じく、至治二年冬から泰定初年（至治三年九月改元、この年に右司郎中に拜され、吏部侍郎の任を解かれる）まで一年間吏部侍郎の任にあった董訥（字仁甫）も、王結に協力して、「赫舍哩希元、張瑾、陳思謙、吳炳、歐陽玄、李好文等十餘人」を推薦している（蘇文爵『滋溪文稿』卷二十三「故嘉議大夫江西湖東道肅政廉訪使董某狀」）。両者のリストには、吳炳を除けば、同じ人名が見あたらないので、同じものとは断定できないが、仮にそれぞれ違う推薦リストだとしても、吳炳が三回朝廷に聘されるなかの二回が至治二年に集中したこと、この至治二年にちょうど許有壬が吏部主事の任にあり、吏部尚書王結、吏部侍郎董訥の部下として、「薦吳炳陳繹曾」の公移を起草する立場にあったことによって推測するに、陳繹曾が推薦されたのは、至治二年（1322）のことになろう。大徳二年（1298）に戴表元、父陳康祖等と宴席に列している時、陳繹曾が二十歳前後とすれば、許有壬の「薦吳炳陳繹曾」が起草されたのは、40才ぐらいになろう。「薦吳炳陳繹曾」の口振りも、陳繹曾が既に若輩ならぬ、文名既に揚がり、「博學能文」と称されるほどの名士であることを匂わせているので、四十才前後と見て大差があるまい。そして、『遼史』の編纂の「至正三年四月迄四年三月」

(1343-1344)の間は、65歳前後になろうかと推測される。

このように、年代のはっきりする最初の文献として、戴表元「(大徳戊戌(二年、1298))八月十六日張園玩月詩序」に陳繹曾の活動が初めて記されるのを上限とし、現段階調査して得た史料中、年代のはっきりするもので『遼史』編纂の「至正三年四月迄四年三月」(1343-1344)より更に二十年ぐらい加算しても、なお至正23年前後に留まり、至正は都合27年(至正27年は西暦1367年にあたる)続いたから、陳繹曾の活動時期については、ほぼ延祐年間(1314-1320)から、遅くとも至正年間(1341-1367)の前半にかけての間と見て大差はあるまい⁴。

以上は、陳繹曾の出身、およびその活動時期についての考察であるが、陳繹曾本人は、ただ文章をよくしただけではなく、書家としても名を馳せていたことは『吳興備志』によって明らかである。

史部・地理類・都會郡縣之属 吳興備志 卷二十五：

陳繹曾、學優識博、真草隸篆俱通習之、各得其法⁵。

そして、『欽定佩文齋書畫譜』卷三十七書家傳十六にも、元の書家として名を連ねている。因みに、元・胡炳文『雲峯集』卷四には、陳繹曾の「飛白書」を次のように評している⁶。

題徐芝石賦陳伯孚^フ飛白

如塵縷遊絲、如秋蟬春蝶、芝石所云可以形容伯孚之字。如美玉在山、如懸石萬仞、伯孚所云亦可以形容芝石之賦。詞如其翰、翰如其詞。一旦得觀此二妙、豈非大奇事？然吾聞二君所學自有詞翰之外者。即今、至前梅開、先天枝上、吾三人者、安得相與共探無極之真邪？

陳繹曾は書家として作品だけでなく、筆や指の使い方を解く『翰林要訣』⁷、『法書

⁴ここで、なぜ二つのリストとも「陳繹曾」の名前が載っていないのかということも当然問題として提起しうる。ここで注目したいのは、「元故資政大夫中書左丞知經筵事王公行狀」と「故嘉議大夫江西湖東道肅政廉訪使董某狀」はそれぞれ至元三年(1337)夏六月甲午と、至元六年(1340)庚辰夏五月の作成にかかることである。或いは作成時の陳繹曾の名前はリストに挙げられた他の人達に及ばなかったか、或いはその他の理由で「等」の部類に入れられたのであろう。

⁵陳繹曾が書を能くしたことは、『書史會要』卷七の次のような記述からも窺われる。

陳繹曾字伯敷。吳興人。官至翰林編修。學識優博、真草篆隸俱通習之、各得其法。《書史會要》卷七)

⁶『御定佩文齋書畫譜』卷三十七には、「陳繹曾 字伯敷 胡雲峯集作伯孚」とあり、清・倪濤『六藝之一錄』卷三百五十七「陳繹曾」の項にも、「陳伯孚^フ善飛白如塵縷遊絲秋蟬春蝶」『胡雲峯集』と引く。両書とも「陳伯孚」を「陳繹曾」と同定している。

⁷『欽定佩文齋書畫譜』卷四には全録されている。

論』⁸の著があり、同じ『書史會要』巻九に抜粋されている。

更に、陳繹曾は金石文の鑑定家としてもなかなか見識が高かったようである。その題跋は関連書物中に散見する。

「顔魯公祭兄子季明帖跋」⁹『金石文考略』巻十二¹⁰

「定武本蘭亭序跋」¹¹『金石文考略』巻三¹²

「石勒問道圖跋」¹³

「題楊妃上馬嬌圖」¹⁴

このほかに、碑帖関係では、「臨江戲魚堂帖」、「潭帖」、「絳帖別本」、「鳳凰樓帖」¹⁵、「玉麟堂帖」についての批評が『淳化秘閣法帖考正』巻十一に、「大觀太清樓帖」、「淳熙秘閣續帖」についての批評が『六藝之一録』巻百四十四に、「晉陸機平復帖」の題跋が『清河書畫舫』巻一下に、「王羲之大道帖」の題跋が同じく『清河書畫舫』巻二に見えるほか、「虞恭公碑」についての批評は、『滎陽外史集』巻三十六に、「宋楊鼎帖」についての批評が『弇州四部稿・續稿』巻百六十七に見える。

一方、陳繹曾のその他の著作については、たとえば『千頃堂書目』に代表的なものが著録されている。

史部・目錄類・經籍之属 千頃堂書目卷三十一:

陳繹曾 古文矜式二卷 字伯敷處州人國子助教

又文說一卷

又文筌八卷

又文譜一卷

中でも、『文說』は『四庫全書』に著録されているおかげで、後に陳繹曾の修辭学や文学批評についての言説はもっぱらここから引用されるほど広く流布し、注目されるに至るが、『文筌』はこれまで『文章一貫』寛永版より間接的に引用されている程度で、その全容は長い間知られることがなかったのと対照的である。

⁸『六藝之一録』巻百六十六に収録されるほか、巻百七十三には、「元陳繹曾論楷書」、「元陳繹曾論隸書」、「元陳繹曾論八分」、「元陳繹曾論章草」、「元陳繹曾論行書」が、巻二百七十七には『翰林要訣』が採録されている。

⁹「至治三年十一月二十日吳興陳繹曾書」とあり、至治三年は西暦 1323 年にあたる。

¹⁰『欽定佩文齋書譜』巻七十四、『六藝之一録』巻八十一にも収録。

¹¹「至元六年後庚辰陳繹曾書」、至元六年は 1340 年にあたる。

¹²『式古堂書畫彙考』巻五には、若干異同の本文が収録され、とある（『六研齋筆記』二筆巻三にも同じ本文が収録される。他に同「跋」一編が収録される）。

¹³『欽定佩文齋書譜』巻九十による。

¹⁴『宋稗類鈔』巻二十二による。『輟耕錄』巻五にも見える。

¹⁵『書史會要』による。『六藝之一録』では、『星鳳樓帖』に作る。

ここで、『文筌』と『文説』との成立と前後関係について考えてみると、『文説』一卷は四庫全書に著録される際、『文説』が次のように解題されているのが注目される。

欽定四庫全書總目卷一百九十六 集部四十九 詩文評類二：

文説一卷 永樂大典本

是書乃因延祐復行科舉、爲程試之式而作。書中分列八條、論行文之法。時五經皆以宋儒傳註懸爲功令、莫敢異趨。故是書大旨皆折衷於朱子。

吳興續志稱繹曾嘗著文筌譜、論科舉天階、使學者知所向方、人爭傳錄。

焦竑經籍志又載繹曾古今文矜式二卷。今考繹曾所著文筌八卷附詩小譜二卷、元時麻沙坊刻附列於策學統宗之首。今尚有傳本其文與此編迥殊。惟科舉天階與古今文矜式今未之見。疑此編即二書之一、但名目錯互、莫能證定。今姑仍永樂大典舊題、以文説著録用闕所疑。卷首所稱陳文靖公蓋即元翰林學士東平陳儼、亦以文名。至其自稱先尚書者、則已失其世系、不可考矣¹⁶。

このように、『文説』の成立年代は必ずしも明らかではないが、その巻頭に「陳文靖公問」とあるので、これを手がかりにその成立の大体の年代を推定することは一応可能であろう。

陳文靖公とは、名は儼、文靖は諡である。元・張養浩「資徳大夫中書右丞議樞密院事陳公神道碑」によれば、延祐三年四月二十六日に没しているのが、『文説』はその前に成立したことになる。しかも、『文説』に「文靖」の諡名を用いるところから推すに、内容は陳文靖の生前に成立したものでも、実際本の体裁を整えたのはその没後になるようである。

因みに、『四庫全書・史部・政書類・通制之属 欽定續文献通考』卷一百九十八には、「臣等謹案 文説因延祐復行科舉、爲程試之式而作。」とあり、延祐年間に科舉が再び行われる際、科舉応試のための作文書としている。これについては、陳青之『中国教育史』によれば、元朝の人材登用は既に太祖が初めて中原を得た時からすでに科舉の形式をとっていたものの、太宗、世祖両朝には数回行われただけで、いずれも臨時的な運用であり、一定した科舉の定式化はなかった。科舉の定式化と比較的長期にわたる施行は、仁宗延祐二年に始まる。」(347頁)という。これによって推せば、『文説』の成立は、おそらく延祐三年(1316)以前であると推定できよう。

とすれば、至順三年(1332)の序文を持つ『文筌』は『文説』に遅れること十餘年成

¹⁶ここでは、「科舉天階」を書名としているが、「吳興續志稱繹曾嘗著文筌譜、論科舉天階、使學者知所向方、人爭傳錄。」と読むべきであろう。

立したことになる。このことは陳繹曾における『文筌』の位置づけ、ひいては元の時代の修辞学史、文学批評史における『文筌』の位置づけにとって大きな意義を持つ。『欽定四庫全書総目巻一百九十七』にある「體例繁碎、大抵妄生分別、強立名目、殊無精理（體例繁碎なり。大抵妄りに分別を生じ、強て名目を立つ。殊に精理無し）」の酷評の当否はともかくとして、陳繹曾を論じる際、専ら『文説』という短編を対象とすることの妥当性を疑わせるのに十分であろう。

因みに、『文説』は四庫全書には全文採録され、『文筌』はいま刊本としては台湾にある中華民国国家図書館に一本、写本としては、華東師範大学所蔵の一本を残している。そして、『文筌』を『文章歐冶』と改題したものとしては、朝鮮本二本、朝鮮本の写本をもとにした江戸版『文章歐冶』が知られる。

ここに挙げた『文筌』（八巻）、『文説』（一卷）のほかに、陳繹曾の著作としては、『古文矜式』（二巻）と『翰林要訣』が『呉興備志』巻二十二に著録されている。

呉興備志巻二十二：

陳繹曾 古文矜式二巻

衢按 繹曾又有翰林要訣、見弇州法書苑。

このうち、『古文矜式』は中華民国国家図書館蔵元刊本には含まれていないが、華東師範大学所蔵の写本と朝鮮本、江戸版には含まれているところからすれば、もともと単独で一編をなしていたのを、『文筌』の中に組み込んだものと推測される。『古文矜式』と『文筌』との前後関係や、『文筌』成立当初の姿が『古文矜式』を含んでいたものかどうかは不明である。

ほかには、『詩譜』（『文筌』に含まれる『詩譜』のこと）が『古詩紀』巻一百四十五に抜粋採録され、『翰林要訣』が『欽定佩文齋書畫譜』巻四に全録されているのが知られ、文章としては以下のものが知られている程度である。

「書法本象」『欽定四庫全書考證』巻六十二

「遊秀峰詩一首」『呉都文粹續集』巻二十二

「鄭氏義門事蹟傳」『浙江通志』巻二百六十六

「静春堂詩集後序」（至治元年（1321）作）『袁易集』所載¹⁷。

内容は伝わらず、題名だけ残るのは、以下のものである。

¹⁷ 「静春堂詩集後序」（至治元年（1321）作）については、未見。顧易生・蔣 凡・劉明今（1996）『宋金元文学批評史』（上・下）の記述に基づく。

「如在堂記」(『伊濱集』卷十六「如在堂詩序」)

「夏侯玉珍傳」(『梧溪集』卷二、『新安文獻志』卷九十八)

2. 『文筌』の書誌と所蔵状況

『文筌』は『四庫全書』に著録がなく、『欽定四庫全書總目卷一百九十七 集部五十 詩文評類存目』に簡単な解題があるのみである¹⁸。

欽定四庫全書總目卷一百九十七 集部五十 詩文評類存目：

文筌八卷附詩小譜二卷 浙江總督採進本

元陳繹曾撰繹曾有文說已著録。此篇凡分古文小譜、四六附說、楚賦小譜、漢賦小譜、唐賦附說五類。體例繁碎、大抵妄生分別、強立名目、殊無精理。詩小譜二卷。據至順壬申繹曾自序稱亡友石桓彦威所撰、因以附後。是本與詩譜合刊。元時麻沙坊本乃移冠策學統宗之首、頗爲不倫、今仍析之、各著於録。繹曾處州人。僑居湖州、而序末自稱汶陽左客。豈又嘗流寓齊魯間、偶以自號歟？

ここで、現在知られている『文筌』の諸本の中国における所蔵状況をまとめると、以下のとおりである。

①中国・華東師範大学図書館蔵清李士棻家鈔本（以下「李氏鈔本」と略す）

『續修四庫全書』集 416 に所収、題：「文筌不分卷」

②中華民国國家圖書館蔵本（台湾）（以下「元刊本」と略す）

題：『新刊增入文筌諸儒奧論策學統宗前集五卷後集三卷古文小譜一卷詩小譜二卷四冊』（元刊本）』14585 番

¹⁸『四庫全書・史部・政書類・通制之屬 欽定續文獻通考』卷一百九十八にも、内容の類似した記述がある。

四庫全書・史部・政書類・通制之屬 欽定續文獻通考』卷一百九十八：

陳繹曾文說一卷 文筌八卷附詩小譜二卷

繹曾、字伯敷、處州人、寓居吳興。至順中、官國子監助教。

臣等謹案 文說因延祐復行科舉、爲程試之式而作。考經籍志載繹曾古今文式二卷蓋即此編。今本據四庫全書著録。文筌體例繁碎、無精理。詩小譜、據繹曾自序稱、亡友石桓彦威所撰、石桓里貫無考。

因みに、『文筌』については、「四庫存目に、文筌八卷詩小譜二卷として著録されてゐるもので」、「童蒙のために、作文の要を記した書」（長澤規矩也「和刻本漢籍隨筆集 第十七輯 解題 文章歐冶」）とする記述もあるが、やはり科挙のための作文書とすべきであろう。それから、長澤氏の解題には、「底本、東涯の跋末の「元祿改元」の四字及び刊記の文字が落ち着かない。神宮文庫所蔵本とその部分異版。又京大附屬図書館には無跋無刊記の文字鮮明なものを蔵するので、或は初印は元祿より前かも知れない」と推測するが、筆者の見た京都大学附屬図書館蔵本『文章歐冶』は、文字の鮮明さにおいては氏の指摘するとおりであるが、目次が「詩小譜」まで載せながら、中味は十九丁までで、『文章歐冶』全巻「上、中、下」のうちの上の部分に相当する内容しかない欠本である。

これは、中華民國八十八年刊『國家圖書館善本書志初稿』集部（四）に詳細な書誌が記述される¹⁹。

それによれば、框郭縦 18.1cm、横 12.4cm、四周双辺、半葉 11 行、21 字の体裁である。諸儒輿論策學統宗を除けば、文筌は古文小譜一卷及び詩小譜二卷から成るようである。そして、巻首には「新刊諸儒輿論統宗文筌序」、末尾には「至順三年歲在壬申七月汶陽左客陳繹曾書」とある²⁰。

ここに記述されている蔵本の内容は、一、『古文矜式』が含まれないこと、二、序文の署名は、「汶陽左客」とあることなどは、『欽定四庫全書總目卷一百九十七 集部五十 詩文評類存目』の『文筌』が『諸儒輿論策學統宗』に増入された状況についての記述と一致する。しかし、無刊記のため、積極的に断じがたい。麻沙坊刻と言え、ほとんど粗末な刻本の代名詞のようであるが、その精粗は諸本対校によって明らかになる。刊本の体裁が必ずしも精校を経ていないことは、一読すれば明らかである。それだけに、論策學統宗系統の本とは別系統と思われる華東師範大学図書館蔵清李士棻家鈔本の存在が大きな意義を持つ。

因みに、『國家圖書館善本書志初稿』集部（四）が、『新刊増入文筌諸儒輿論策學統宗前集五卷後集三卷古文小譜一卷詩小譜二卷四冊』を陳繹曾編としたのは、『文筌』の抄本の存在を知らないうえ、「新刊諸儒輿論統宗文筌序」が、『諸儒輿論策學統宗』に増入されたときに、「文筌序」を改竄したものと気づかずに、考を失したものであろう²¹。

『文筌』が増入された『新刊増入文筌諸儒輿論策學統宗前集五卷後集三卷古文小譜一卷詩小譜二卷四冊』のうち、『諸儒輿論策學統宗前集五卷後集三卷』は陳繹曾の編ではなく、『欽定四庫全書總目』以来、元譚金孫の編とされることは、『欽定四庫全書總目』や『欽定續通志』に徴して明らかだからである。

欽定四庫全書總目 卷一百九十一：

殘本諸儒輿論策學統宗 二十卷 浙江巡撫採進本

元譚金孫編。金孫、字叔金、號存理、自稱古雲人。不知古雲爲何地也。是編雜選宋人議論之文分類編輯、以備程試之用。凡後集八卷、續集七卷、別集五卷。而闕其前集。蓋不完之本。原本又以陳繹曾文筌、石桓詩小譜冠於卷首、而總題曰：「新刊諸儒輿論策學統宗増入文筌詩譜」。文理冗贅、殆麻沙庸摺陋書賈所爲。今析文筌詩

¹⁹ 上記資料二点の所在については、宮紀子氏のご教示による。なお、宮氏には上記二点の貴重な資料の閲覧及び複写についてもお取り計らいいただいた。記して感謝申し上げたい。

²⁰ 同じく「汶陽左客」とあるのは、元刊本である。「老」の誤りと思われる。

²¹ それから、『國家圖書館善本書志初稿』集部（四）では、続く『諸儒輿論前集二卷後集二卷續集二卷別集二卷八冊』明萬曆丁巳（四十五年、1617）刊本 14586 番をも、陳繹曾編とするのも同じく誤認であろう。

譜別入詩文評類、而此書亦復其本名、庶不相淆焉。

欽定續通志 卷一百六十三：

殘本諸儒輿論策學統宗二十三卷 元譚金孫編

以下、中華民国国家図書館蔵元刊本『文筌』についての所見を記しておく。

本書の体裁については、『國家圖書館善本書志初稿』集部（四）では次のように記述している。

是書文筌諸儒輿論策學統宗前集五卷、後集三卷、另有古文小譜一卷及詩小譜二卷、然置策學統宗前、後八卷之前。首卷首行頂格題「新刊諸儒輿論策學統宗増入文筌詩譜」、次行首字刊以○、下題「古文小譜一」、下越二格題「汶陽左客陳繹曾撰」。以下正文始。卷末無尾題。卷首有「新刊諸儒輿論統宗文筌序」、末署「至順三年歲在壬申（1332）七月汶陽左客陳繹曾書」。

本書『文筌諸儒輿論策學統宗』は前集五卷、後集三卷、他に『古文小譜』一卷及び『詩小譜』二卷がある。然し『策學統宗』前、後集八卷の前に置く。第一卷第一行一字目から「新刊諸儒輿論策學統宗増入文筌詩譜」に始まり、次行は一字目から○付きで「古文小譜一」、下は二字空で「汶陽左客陳繹曾撰」とある。以下本文始まる。卷末に奥付、刊記なし。卷首に、「新刊諸儒輿論統宗文筌序」があり、末に「至順三年歲在壬申（1332）七月汶陽左客陳繹曾書」と署す。

ここの記述は、先に指摘したように、『諸儒輿論策學統宗』²²をすべて陳繹曾の編としたことを前提とするものであることは言うまでもない。ここに記述された内容で、実際『文筌』に関係するのは「古文小譜一卷」以下の内容だけである。しかし、『新刊増入文筌諸儒輿論策學統宗前集五卷後集三卷古文小譜一卷詩小譜二卷四冊』を通して読むと、「古文小譜一卷」というのも厳密ではないことが分かる。なぜなら、『新刊増入文筌諸儒輿論策學統宗前集五卷後集三卷古文小譜一卷詩小譜二卷四冊』には明らかに、かつて八巻をなしていた過去を窺わせる手がかりが残っているからである。

参考のために、元刊本『文筌』の目次を次に掲げる。

²² 『宛委別藏』に収める『諸儒輿論策學統宗前集』五巻は、元刊本では増入された『文筌』に続くものと同じである。

元刊本『文筌』の目次

元刊本『文筌』目次

新刊諸儒輿論統宗文筌序

○古文小譜一：養氣法

○古文小譜二：識題法

○古文小譜三：式

○古文小譜四：製

○古文小譜五：體

文筌第四

○古文小譜六：格

○古文小譜：律

文筌第五

四六附説

○楚賦小譜

文筌第七

○漢賦小譜

文筌第八

○唐賦附説

詩小譜目録

○詩小譜（二十條）

ご覧のとおり、「古文小譜五：體」と「古文小譜六：格」との間、「古文小譜（七）：律」と「四六附説」との間、「楚賦小譜」と「漢賦小譜」との間、「漢賦小譜」と「唐賦附説」との間に、それぞれ「文筌第四」、「文筌第五」、「文筌第七」、「文筌第八」があるのは、おそらくもともとの巻数を示すものであろう。しかし、『諸儒輿論策學統宗』に増入する際、八巻を不分巻にしようとして、削除し忘れたものであろう。『文筌』の伝本が少ない中、こうした製版の下手際も八巻本『文筌』の巻立てを知る上で貴重な資料と

なる²³。これを手がかりに、『文筌』の原型本の巻立てを復元することが可能であろう。

まず「古文小譜一」から「古文小譜五」までの丁数、葉数を挙げると次のようになる。

古文小譜一：養氣法	4.5 丁 9 葉
古文小譜二：識題法	2.5 丁 5 葉
古文小譜三：式	1 丁 2 葉
古文小譜四：製	3.5 丁 7 葉
古文小譜五：體	4 丁 8 葉

内容と分量を勘案するに、「古文小譜一」は分量的にも内容的にもまとまったものであるので、「古文小譜一」がすなわち「文筌第一」と考えてよいが、残る「古文小譜二」から「古文小譜五」までを二分する必要がある。その分け方は、おそらく「古文小譜二」と「古文小譜三」の間で分けるよりは、「三」と「四」との間で分けるのが分量的に均整がとれる。そして、「文筌第六」は「四六附説」と「楚賦小譜」との間に入るという計算になる。

以上、中国に伝存する『文筌』の諸本の版本について概略を記したが、『文筌』の伝本が少ない中で、朝鮮版『文章歐治』が序文二編を除けば、内容は、『古文矜式』（二巻）を含んでいることだけ元刊本と異なるが、李氏鈔本と大体において同じである。この朝鮮版『文章歐治』こと『文筌』は、管見の限り、韓国・延世大学校図書館と、日本・国会図書館に一本ずつ所蔵が確認されている。ここで、直に調査し得た日本・国会図書館蔵朝鮮版『文章歐治』の書誌について触れておきたい。

まず、本書の体裁は、序文、目録、本文の框郭だけでなく、本文の中でも框郭が不揃いであるが、本文は半葉 11 行、行 24 字詰めである。

そして、内容的には以下の三つの序文を持つのが注目される。

文筌序（尹春年序：「嘉靖壬子仲夏下澣通政大夫司諫院大司諫坡平尹春年謹序」）

文章歐治序（文末に「昭回雲漢之章」の印が刻されるが、花押は判読不能）

文筌序（陳繹曾自序：「至順三年七月汶陽老客陳繹曾書」）

この朝鮮版が中国に伝存する二つの伝本のうち、いったいどちらを祖述しているのであろうか。版本の源流を考える参考として、諸本の目次を次に掲げる。

²³ なお、元刊本『文筌』にはほかにもいろいろ体裁の不統一はあるが、さして重要ではないので、ここではいちいち指摘しない。

『文筌』諸本の目次

元刊本『文筌』目次	抄本『文筌』目次	朝鮮本『文章歐冶』目録
新刊諸儒輿論統宗文筌序	文筌序（陳繹曾）	文筌序（尹春年） 文章歐冶序（著作不明） 文筌序（陳繹曾）
○古文小譜一：養氣法	古文譜一：養氣法	古文譜一：養氣法
○古文小譜二：識題法	古文譜二：識題法	古文譜二：識題法
○古文小譜三：式	古文譜三：式	古文譜三：式
○古文小譜四：製	古文譜四：製	古文譜四：製
○古文小譜五：體	古文譜五：體	古文譜五：体
文筌第四		
古文小譜六：格	古文譜六：格	古文譜六：格
古文小譜：律	古文譜七：律	古文譜七：律
文筌第五		
四六附説	四六附説	四六附説
楚賦小譜	楚賦譜	楚賦譜
文筌第七		
漢賦小譜	漢賦格	漢賦譜
文筌第八 唐賦附説	唐賦附説	唐賦附説
	古文矜式	古文矜式：一培養 二入境
詩小譜目録		
○詩小譜（二十條）	詩譜（二十條）	詩譜（二十條）

三本の目次を通して見ると、『文筌』の内容については、三本のうち、抄本『文筌』と朝鮮本『文章歐冶』が最も近く、同じ不分巻であるが、元刊本『文筌』は『古文矜式』を

欠くうえ、不分巻の体裁を取りながらも、かつての八巻立ての名残を残すなど、体裁的には、『四庫全書』にいう『文筌』八巻の原本に近いものと考えられる。ただ、陳繹曾の序文は「新刊諸儒輿論策學統宗文筌序」に改竄したことは先に指摘したとおりである。

次に参照のために、朝鮮本『文章歐冶』の詳細目次を次に挙げておく。

朝鮮本『文章歐冶』の詳細目録

古文譜一

養氣法 一澄神 二養氣 三立本 四清識 五定志

古文譜二

識題法 一虚實 二抱題 三断題

古文譜三

式 一叙事 二議論 三辭令

古文譜四

製 一体段 二体式 三体製

古文譜五

体 一文体 二家法

古文譜六

格 一未入格 二正格 三病格

古文譜七

律 一音聲 二律調

四六附説

一法 二目 三體 四製 五式 六格

楚賦譜

一楚賦法 二楚賦体 三楚賦製 四楚賦式 五楚賦格

漢賦譜

一漢賦法 二漢賦体 三漢賦製 四漢賦式 五漢賦格

唐賦附説

一唐賦法 二唐賦体 三唐賦製 四唐賦格

古文矜式

一培養 二入境

詩譜

一本 二式 三制 四情 五景 六事 七意 八音 九律 十病 十一變 十

二範 十三要 十四格 十五體 十六情 十七性 十八音 十九調 二十會
目録終

これを李氏鈔本の目次と対照すると、「體」の簡体字「体」を用いている以外は、異同が見あたらない。

この国会図書館蔵朝鮮本には、「洪熙乙巳仲春之二日刊行」の刊記があり、最終帖六十三ウには、「文章歐治終」の下に、「武田氏文庫」の墨印が押されている。因みに、「洪熙乙巳」は明の年号であり、1425年に当たる。光州刊本の刊記「嘉靖庚戌」の1550より、百二十五年前である。この刊記は国会図書館蔵朝鮮本『文章歐治』の刊年を示すものではなく、おそらく朝鮮本の基づいた明刊本の旧を襲っているものと思われる。結局のところ、この国会図書館蔵朝鮮本『文章歐治』そのものの刊年は不明であるが、尹春年の序文によれば、嘉靖庚戌歳（1550）年に光州において『文章歐治』が刊行されていることが分かる。この尹春年の序文はそれに遅れること二年、嘉靖壬子歳（1552）年であることを考えると、朝鮮版も数回に亘って開版されていることが推測される。現に朝鮮写本を本に、伊藤東涯によって校訂された江戸本『文章歐治』には光州版『文章歐治』の刊記と、刊にかかわった役人の官職氏名を次のように残しているが、国会図書館蔵朝鮮本『文章歐治』はそれを伝えない。

嘉靖庚戌歲暮初吉光州牧刊行（六七ウ）

校正官成均進士 金世球

通訓大夫行光州判官羅州鎮管兵馬節制都尉 鄭瀟

推誠協翼定難衛社功臣通政大夫行光州牧羅州鎮管兵馬同僉節制 林九齡

通善郎都事兼春秋館記注官瀾

嘉善大夫全羅道觀察使兵馬水軍節度使 南宮淑（六十八オ）

一方、江戸本『文章歐治』に附刻されている尹春年による注の部分は、以下のとおりであるが、これも、国会図書館蔵朝鮮本にはない内容である。

古文譜體製法注 ○製法九十字 ○調切

詩譜律調注 ○還相爲官法 ○子律 ○聲聲有五音

上記の注の最後に、「壬子秋無心道人尹春年謹注（六十八ウ～六十九ウ）」とあることによって、注の作成された年は、序文を書いた嘉靖壬子（1552）仲夏と同じ年の秋のことが分かる。

しかし、江戸本『文章歐治』と国会図書館蔵朝鮮本『文章歐治』との関係、とりわけ、江戸本の底本として用いられた朝鮮写本の『文章歐治』と国会図書館蔵朝鮮本『文章歐治』との直接的な関係はないものと思われる。刊記が詳しいこと、刊行に関わった役人の情報などから推すに、江戸本の底本と称す朝鮮写本は、光州刊本の最初の姿を伝えていると考えるのが妥当であろう。しかし、その旧とて、必ずしも光州版『文章歐治』当初の姿という風に考えるわけにはいかないようである。なぜなら、尹春年の序は明らかに、庚戌の年に作成したものではなく、それに遅れること二年の壬子の年に書かれたものであり、その注は同じ「壬子秋」になったものだからである。

とすれば、国会図書館蔵朝鮮本『文章歐治』は庚戌の年の光州版のあとに、改めて版を起こしたものである可能性が高い。つまり、再版の際に、尹春年の序のみ残して、尹春年の注、光州版の出版に関わった役人の記載を省略したと考えられる。

それはともかくとして、国会図書館蔵朝鮮本『文章歐治』が光州版『文章歐治』そのものではないことは明らかであり、その刊行に際し、光州版『文章歐治』を参照したことは間違いなかろう。これによって、朝鮮においては、『文筌』は『文章歐治』の名で、少なくとも、「洪熙乙巳仲春之二日刊行」の刊記を持つ本に基づく刊年不明本、嘉靖庚戌光州版原刊本、尹春年序、注本の存在が推定され、朝鮮における『文章歐治』の流布を窺い知る上ことができる²⁴。

3. 『文筌』の受容

『文章歐治』の中国における受容については、『文章一貫』に負うところが大きい。『文章一貫』は中国ではつとに失われたが、日本に伝わったものが、寛永廿一年に和刻されている。この『文章一貫』寛永本が近代になって中国にもたらされ、その存在が知られるようになった。『文章一貫』寛永本の用いた底本は何かは詳かにしないが、現段階調査しえた同志社大学学術情報センター荒本文庫所蔵の一本に基づいて、その所見を記す。

○『文章一貫』（刊記：寛永廿一甲申歲孟夏吉辰 二條通觀音町風月宗智刊行）

²⁴ 尹春年の序を持つ朝鮮本の詩文評類の書には、ほかに『文断』（明・唐珣校 刊年未詳）があり、それもソウル大学奎章閣に所蔵されている。その書誌によると、序は嘉靖三十一年（1552）に尹春年によって書かれていることが分かる。そして、朝鮮本の所在は確認されていないが、同じく朝鮮本を元にした江戸本である『詩法源流』にも尹春年の序と注「詩法源流體意聲三字注解」が付され、「嘉靖壬子仲冬通政大夫司諫院大司諫知制誥坡平尹春年謹序」とあることを考え合わせると、この嘉靖壬子の年の仲夏、秋、仲冬にかけて、尹春年は立て続けに「文章歐治」、「詩法源流」に序を書き、そして、同じ壬子の年に、『文断』にも序を寄せていることは、単なる写本での流通ではなく、おそらくその刊行したものではないかと考えられる。その少なくともそのうちの二点がその序文とともに、日本に伝わったことは韓日刊の版本の伝播の頻繁たりし過去を窺うのに十分であろう。

巻頭には、「嘉靖丁亥季夏望日煙谿程然頓首拜書」と結ぶ「文章一貫序」があり、巻尾には、「嘉靖丁亥陸月既望晴谿程然頓首拜書」と結ぶ「文章一貫後序」がある。

著者については、「山東武城丙戌進士高琦編集 同窓時菴吳守素同集」とあり、高琦と吳守素の共著にかかることが知れる。そして、『文章一貫』の目次は次のとおりである。

『文章一貫』巻上

文意第一

氣象第二

篇法第三

章法第四

句法第五

字法第六

『文章一貫』巻下

起端第一

叙事第二

議論第三

引用第四

譬喻第五

含蓄第六

形容第七

過接第八

繳緒第九

全体的には、以上のような項目別に、先行する文章作法書から該当する内容を引いて羅列するという体裁であるが、個別の内容よりも、文章作法として、以上の十五の項目をたてたこと、上巻は文章の構成的な側面、下巻はその表現的な側面に大別されるなどはある程度のオリジナリティを主張することが出来るであろう。しかし、この『文章一貫』は高琦と吳守素の著作ではなく、『麗澤文説』や『文筌』など先行する文章作法書を大量に引用している、いわゆる編著というのにふさわしい書物である。実際、陳繹曾の『文筌』も長い間専らこの『文章一貫』に引用されるところが参照されていただけに、『文筌』の受容における『文章一貫』の果たした役割には大きいものがある。しかし、『文章一貫』以外に、すでに元刊本のほかに、李氏鈔本と朝鮮本が得られた現在、

『文章一貫』に引用された『文筌』の内容がどれだけ『文筌』の真面目を伝えているかが、『文筌』の受容を考える上でも、興味深いところである。ここで、『文章一貫』に引かれるところの「引用」の項目を例に、『文章一貫』の陳繹曾『文筌』受容の一端を見よう。『文章一貫』巻下 引用第四には、次のように『文筌』を引いている。

『文章一貫』巻下 引用第四（三十～三十一）：

○文筌引類十六²⁵

天文 地理 時令 人物 宮室 舟車 服飾 寶玉 器用 兵仗 文物 聖徳 鬼神 飲食 聲色 穀粟菜藥 鳥獸魚蟲

○用事十四法²⁶

正用 本題的正必用之事

歷用 歷用故事排比先後

列用 廣【引】故事鋪陳整齊 *【引】元刊本は「引」、李氏鈔本、朝鮮本「用」。

衍用 以一事衍為一節而用之

援用 順引故事以原本題之所始

評用 引故事因而評論之

反用 引故事反其意而用之

活用 借故事於語中以順道今事

設用 以【相】之人物而設言今事 *【相】元刊本は「相」、李氏鈔本、朝鮮本は「古」。

借用 事與本說不相【于】取其一端近似【者】而借之

*【于】「干」の誤り。諸本誤らず。【者】元刊本は「旨」、李氏鈔本、朝鮮本は無。

假用 故事不盡如此因取【其】根別生枝葉 *【其】元刊本、李氏鈔本、朝鮮本は「爲」。

藏用 用事而【不】顯其名使人思而自得之 *【不】文章一貫之を欠く。諸本は「不」。

暗用 用古事古【論】暗藏其中若出諸己 *【論】文章一貫誤、諸本は「語」、従うべし。

因みに、朝鮮本『文章歐冶』、李氏抄本『文筌』、元刊本『文筌』の該当箇所は次のとおりである。

²⁵実数は十七である。諸本は十九。

²⁶実数は十三であるが、『文章一貫』以下、鄭 奠・譚全基（1988）『古漢語修辭學資料匯編』、李熙宗・劉明今・袁震宇・霍四通（1998）『中国修辭學通史（明清卷）』に引かれるところのこの箇所はすべてそのままである。更に後者のように、「引用」という術語を最初に用いたのは、『文章一貫』の作者高琦として、「其中正用、歷用、列用、衍用、援用、評用実即習慣所稱之正用、如陳繹曾『文筌』所云、「故事與題相同是也」、只是具体運用的方法略有差別、而分為數種。此外活用、設用、假用與借用近、藏用與暗用近、故統略而言仍是正、反、借、暗四種。」と述べ、「用事十四法」を高琦の独創とするに至っては、偏に『文筌』の全容を知らない故であろう。

朝鮮本『文章歐冶』（三十二オ～三十二ウ）：

○引類 篇内泛覧群物各以類聚此賦之敷衍者也務欲包括無遺而群不冗其目凡十九
天文 地理 時令 【鳥獸】 【魚蟲】 草木竹 果穀粟菜藥 人物 鬼神 器
用 宮室 兵【伏】 舟車 文物 服飾 寶玉 飲食 聲色 聖徳

* 【鳥獸】【魚蟲】 『文章一貫』之を欠く。【伏】は朝鮮版誤。諸本は【仗】。

○用事 引用古事以證題發意其目凡十三

正用 本題的正必用之事 正一作證

歷用 歷用故事排比先後

列用 廣用故事鋪陳整齊

衍用 以一事衍為一節而用之

援用 順引故事以原本題之所始

評用 引故事因而評論之

反用 引故事反其意而用之

活用 借故事於語中以順道今事

借用 事與本說不相干取其一端近似而借之

設用 以古之人物而設言今事

假用 故事不盡如此因取為根別生枝葉

藏用 用事而不顯其名使人思而自得之

暗用 用古事古語暗藏其中若出諸己

李氏鈔本：

○引類 篇内泛覧羣物各以類聚此賦之敷衍者也務欲包括無遺而羣不冗其目凡十九
天文 地理 時令 【鳥獸】 【魚蟲】 草木竹 果穀粟菜藥 人物 鬼神 器
用 宮室 兵【仗】 舟車 文物 服飾 寶玉 飲食 聲色 聖徳

* 【鳥獸】【魚蟲】『文章一貫』之を欠く。【仗】は朝鮮版【仗】に誤る。他本誤らず。

○用事 引用古事以證題發意其目凡十三

正用 本題的正必用之事 正一作證

歷用 歷用故事排比先後

列用 廣用故事鋪陳整齊

衍用 以一事衍為一節而用之

援用 順引故事以原本題之所始

- 評用 引故事因而評論之
 反用 引故事反其意而用之
 活用 借故事於語中以順道今事
 借用 事與本說不相干取其一端近似而借之
 設用 以古之人物而設言今事
 假用 故事不盡如此因取為根別生枝葉
 藏用 用事而不顯其名使人思而自得之
 暗用 用古事古語暗藏其中若出諸己

江戸本『文章歐冶』:

○引類 篇内泛覽羣物各以類聚此賦之敷衍者也務欲包括無遺而羣不冗其目凡十九
 天文 地理 時令 【鳥獸】 【魚蟲】 草木竹 果穀粟菜藥 人物 鬼神 器
 用 宮室 兵【仗】 舟車 文物 服飾 寶玉 飲食 聲色 聖德

* 【鳥獸】【魚蟲】『文章一貫』之を欠く。【仗】は朝鮮版【仗】に誤る。他本誤らず。

- 用事 引用古事以證題發意其目凡十三
 正用 本題的正必用之事 正一作證
 歷用 歷用故事排比先後
 列用 廣用故事鋪陳整齊
 衍用 以一事衍為一節而用之
 援用 順引故事以原本題之所始
 評用 引故事因而評論之
 反用 引故事反其意而用之
 活用 借故事於語中以順道今事
 借用 事與本說不相干取其一端近似而借之
 設用 以古之人物而設言今事
 假用 故事不盡如此因取為根別生枝葉
 藏用 用事而不顯其名使人思而自得之
 暗用 用古事古語暗藏其中若出諸己

元刊本『文筌』:

○引類 篇内汎覽羣物各以類聚此賦之敷衍者也務欲【已結】無遺而羣不冗其目

凡十九²⁷

*【已結】他本は「包括」。『文章一貫』はこれを引かず。

天文 地理 時令 【鳥獸魚蟲】 草木竹【菓】 穀粟菜藥 人物 鬼神 宮室
舟車 服飾 寶玉 【飲食聲色】 器用 兵【仗】 文物 聖徳

*【鳥獸魚蟲】諸本は二項に分かつ。【菓】諸本、「穀粟菜藥」に冠す。『文章一貫』之を欠く。【仗】は朝鮮版【仗】に誤る。他本誤らず。【飲食聲色】諸本は二項に分かつ。

○用事十四

正用 本題的正必用之事

歷用 歷用故事排比先後

列用 廣引故事鋪陳整齊

衍用 以一事衍為一節而用之

援用 順引故事以原本題之所始

評用 引故事因而評論之

反用 引故事反其意而用之

活用 借故事於語中以順道今事

設用 以相之人物而設言今事

借用 事與本說不相干取其一端近似【旨】而借之

*【旨】『文章一貫』「者」に作る。他本は無し。

假用 故事不盡如此因取為根別生枝葉

藏用 用事而不顯其名使人思而自得之

暗用 用古事古語暗藏其中若出諸己

以上のように、「引類」と「用事」の二項を巡る『文章一貫』の引用と諸本の異同を見てきたが、まず指摘しなければならないのは、『文章一貫』に引くところの『文筌』の「引類」、「用事」の二項は、数の不一致を始め、文意の通じがたい箇所が多数あることである。たとえば、「設用 以【相】之人物而設言今事」の「相」のように、元刊本は「相」、「藏用 用事而【不】顯其名使人思而自得之」の「不」の欠落など、些細な誤りでは済まされないものがある。そのほかに、「借用 事與本說不相【于】取其一端近似【者】而借之」の「于」と「者」、「假用 故事不盡如此因取【其】根別生枝葉」の「其」、「暗用 用古事古【論】暗藏其中若出諸己」の「論」などは文意は通じるものの、表現としてはいずれも李氏鈔本や朝鮮本が優れているといえる。特に諸本一致の場合は、『文

²⁷実数は十七である。『文章一貫』は「文筌引類十六」としながら、実際十七を引く。

章一貫』の誤引と見るべきであろう。

以上はわずか一例ではあるが、『文章一貫』に引かれるところの『文筌』の内容について、諸本の中でそのもっとも近い内容の版本を求めるならば、おそらく元刊本がその祖本にあたるものであらうと考えられる。「用事十四」の誤りのみならず、「設用」と「借用」の順番や、「設用 以【相】之人物而設言今事」の「相」についても共通しているからである。これによって、『文章一貫』の用いた『文筌』のテキストは、元刊本『文筌』かその流れを汲む刊本と推定できよう²⁸。

このように、わずか「引類」と「用事」の二項を見ただけでも、『文章一貫』の引用態度にかなり疑問が残ることが明らかであるが、これまで、もっぱら『文章一貫』からの引用しか『文筌』の内容を伺い知ることが出来なかったことは、陳繹曾と『文筌』の研究にとってどれだけ不幸であつたかは理解できよう。一日も早く『文筌』の本文を決定することが待たれる²⁹。

4. 現段階の結論と今後の課題

これまで述べてきたことを要するに、次のようになる。

○『文筌』の作者陳繹曾については、その生没年は依然不明のままであるが、いくつかの資料を積み重ねた結果、その活動時期はおよそ延祐年間（1314-1320）から、遅くとも至正年間（1341-1367）の前半にかけての間と見て大差はあるまい。

○『文筌』を『文章歐治』と改名した人と『文章歐治』序の作者は同一人物であるが、その何人であるかは現段階では不明である。

○『文筌』と『文説』との関係については、『文説』は『文筌』に先んじて成立したものであり、『文筌』は陳繹曾の詩文評、文章作法に関する著作のなかで、集大成的なものであり、『文筌』を抜きにしては、陳繹曾の詩文評や文章作法書に関して語ることはもはやできない。そのみならず、元の時代の修辞学史、文学批評史における陳繹曾の位置づけもできない。

○朝鮮本『文章歐治』は『文筌』を改題したものであり、両者の内容に著しい異同が見

²⁸ これだけではない。「文筌文章體段（『文章一貫』九ウ）」についても、「結貴緊切如人之有足」に作るのは、『文章一貫』と元刊本だけで、李氏鈔本と朝鮮版『文章歐治』はともに「結貴緊切如人之有手足」である。

²⁹ ここでは、中国における『文筌』受容の一端を、『文章一貫』の引用箇所を例に見てきたが、日本における『文筌』（『文章歐治』）の受容については、管見にして多くは知らず、わずか二つの事例を知るのみである。その一つは『文林良材』であり、もう一つは、『文機』である。『文林良材』の場合は、『文章歐治』から「文章體段」の六箇条他を引くが、それを含む部分は、伊藤東涯の手になると思われるところと、林義端の増補部分に分かれる。一方の藤成榮の『文機』は『文章歐治』からではなく、専ら『文章一貫』からの孫引きである。さして取りあげる意義がなさそうである。

られない。諸本のなかで、強いて善本といえ、李氏鈔本、朝鮮版『文章歐冶』、元刊本『文筌』の順になろう。江戸本『文章歐冶』は朝鮮写本に基づいたために、もともとなる朝鮮版の不鮮明な箇所をそのまま空けているなど、版本としてはその善さに欠ける。○中国における『文筌』の所蔵は、現在のところ、華東師範大学蔵抄本『文筌』と台湾の国家図書館蔵元刊本『新刊増入文筌諸儒輿論策學統宗』が知られている。『文章歐冶』の完本は、現在のところ日本国会図書館蔵朝鮮本『文章歐冶』、韓国延世大学校蔵朝鮮本『文章歐冶』と、日本国会図書館蔵江戸版『文章歐冶』と立命館大学図書館蔵江戸版『文章歐冶』があり、京都大学図書館蔵江戸版『文章歐冶』は欠本である。

今後の課題としては、『文筌』の諸本対校と、精確なテキストに基づく『文筌』の内容的な検討と元の時代の修辞学史、文学批評史における『文筌』と陳繹曾の位置づけが挙げられる。

参考文献

- 姜在彦（2001）『朝鮮儒教の二千年』朝日選書、朝日新聞社
- 顧易生・蔣 凡・劉明今（1996）『宋金元文学批評史』（上・下）上海古籍出版社
- 周振甫（1999）『中国修辞学史』商務印書館
- 宗廷虎・李金苓（1998）『中国修辞学通史（隋唐五代宋金元卷）』吉林教育出版社
- 陳青之（1936）『中国教育史』（上・下）商務印書館
- 鄭 冀・譚全基（1988）『古漢語修辭學資料匯編』商務印書館
- 李熙宗・劉明今・袁震宇・霍四通（1998）『中国修辞学通史（明清卷）』吉林教育出版社

概 要

李 長波

元・陳繹曾著『文筌』一書四庫全書僅存其目、傳本亦鮮爲人知。迄今爲止研究元代文學批評史及修辭學史的文献或言必稱『文說』以點代面；或以『文章一貫』（寬永二十一年版）所引一斑以窺全豹。本文首先在考察『文筌』作者陳繹曾的經歷、師承關係的同時、介紹了『文筌』的版本流傳和收藏狀況。指出陳繹曾其人的生卒年月雖不明了、但其活動時期應大致從延祐年間（1314-1320）起、最遲結束於至正年間（1341-1367）前半期。與此同時、本文還指出『文筌』現存諸本中、中華民國・國家圖書館藏『增入文筌諸儒輿論策學統宗』本雖似元刊、但刊刻草率、不足爲據。嘉靖年間刊於朝鮮的『文章歐冶』與『文筌』係同書異名、却不知出於何人之手。而據朝鮮寫本刊刻的江戸本『文章歐冶』則脫漏甚多、校讎欠精。唯以華東師範大學圖書館藏李氏抄本『文筌』不分卷和日本・國會圖書館藏朝鮮本『文章歐冶』堪稱善本。

最後、本文以『文章一貫』（寬永二十一年版）爲例、考察了『文筌』在後來的詩文評類書中的引用狀況及態度。指出『文章一貫』引用『文筌』之處多有訛誤、其所據文本當以元刊本『增入文筌諸儒輿論策學統宗』本最爲接近。

『文筌』晚於『文說』十數年而成、且內容多有發揮、當爲陳氏詩文評類著述之總結。其內容與同時代乃至歷代同類書相比亦有可觀、遠非「體例繁碎、大抵妄生分別、強立名目、殊無精理。」（『欽定四庫全書總目卷一百九十七 集部五十 詩文評類存目』）所能概括。